

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和○年○月○日にAに採用され、平成○年○月○日からB所在のC（以下「事業場」という。）において、電話照会に対応するオペレーター業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成○年頃から声が出にくい状態が続き、平成○年○月○日D耳鼻咽喉科に、平成○年○月○日E病院に、同月○日再びD耳鼻咽喉科にそれぞれ受診し、「急性咽頭喉頭炎」等と診断された。さらに、平成○年○月○日、うがいの際に血が混ざっていたことからFクリニックを受診したところ、「急性声帯炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病の発症は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、風邪からではなく、平成〇年から平成〇年の3年間にわたる過重なオペレーター業務により、長時間絶えることなく声帯を酷使し続けたことが原因となって、本件傷病を発症した旨主張している。
- (2) ところで、本件傷病については、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則別表第1の2第1号から第10号までのいずれにも列挙されていない疾病であることから、同第11号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に当たるか否かを判断することとなる。そして、業務に起因することが明らかな疾病に当たると認められるためには、請求人の業務と本件傷病との間に相当因果関係があると認められることが必要となる。
- (3) 請求人の主治医であるG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨「平成〇年〇月〇日に頭痛、寒気、のどの痛み及び時々咳を申し立て受診。咽頭部の発赤はなく、呼吸音も異常なし。症状より急性咽喉頭炎と診断。電話オペレーター業務との因果関係はないと思われる。」と述べている。
- (4) また、H医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付意見書で、要旨「平成〇年〇月〇日に咽頭痛と軽度嗄声を申し立て受診、間接喉頭鏡検査で咽頭、喉頭及び声帯の発赤があり、急性咽頭喉頭炎と診断。オペレーターの仕事は、治癒の遷延化あるいは嗄声との関連はあるかもしれないが、咽頭痛（感冒などの原因による）発症の原因にはならない。」と述べ、急性咽頭喉頭炎については業務が原因ではないと診断している。
- (5) さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨「平成〇年〇月〇日受診、間接喉頭鏡検査で声帯の軽度発赤を認め、急性声帯炎と診断。発症の

機序・原因は不明であり、本人の申立てから長時間の電話対応も一つの要因と考えられるが断定はできない。」とし、急性声帯炎について、その発症原因は不明であるとしている。

(6) 次いでJ医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨「業務と声帯炎の因果関係については、今回の検査では認められない。」と述べ、声帯炎と業務との間の因果関係を否定している。

(7) K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨「声帯の発赤を認め、のどの痛みを訴えていたことから、急性声帯炎の診断は妥当と考える。」と述べ、同年〇月〇日付け労災協力医活動報告書で、要旨「電話オペレーターでは声量を必要としないことから、声帯への影響の可能性は低いと考える。声量を必要としなければ、時間的な声帯酷使はあっても大きな影響とまではいえないと考える。」と述べ、さらに、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨「この症例では受診経過から咽喉頭炎の関与も症状の原因として考えられる。急性の咽喉頭炎（感冒）にり患した状態で声を酷使しているのであれば、それが傷病の発症につながっている可能性はあると考えられ、声の酷使が症状の要因となっていないとはいえないが、業務と傷病との相当因果関係を認めることはできないと考える。」との意見を述べている。

(8) 請求人は、本件傷病を発症したのは、長時間絶えることなく声帯を酷使し続けたことが原因であり、風邪が原因ではない旨主張しているが、決定書理由で説示のとおり、当審査会としても、各医師の意見を検討するも、業務と本件傷病との間に相当因果関係をうかがうことができる見解は見いだせない。この点、K医師による「電話オペレーターでは声量を必要としないことから、時間的な声帯酷使はあっても声帯への大きな影響とまではいえない」、「受診経過から咽喉頭炎の関与も症状の原因として考えられる。」との意見は、請求人の業務内容と症状の経過に照らし妥当なものであり、当審査会としては、業務と本件傷病との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。